

(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例の検討状況について

1. 主旨

令和2年2月26日福祉保健常任委員会で報告した「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)」についての区民意見募集(パブリックコメント)での意見等を踏まえ、このたび、条例素案をとりまとめたので報告する。

2. 骨子案からの経過

- (1) 区民意見募集(パブリックコメント) 3月1日~3月23日(71人、116件)
- (2) 認知症在宅生活サポートセンター開設 4月1日(うめとぴあ)
- (3) 条例シンポジウム 延期
(4月25日開催予定であったが新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令のため延期する)
- (4) 5月開催の第5回(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため資料を送付して委員より意見を募った。
- (5) 第6回(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 7月15日

3. 条例(素案)

- 別紙1 「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(素案)」のとおり
- 別紙2 「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例」条例骨子案から条例素案への主な変更箇所について
- 別紙3 「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例」条例素案と条例骨子案の対照表

4. 「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)」に対する区民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

- 別紙4 「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)」に対する区民意見募集(パブリックコメント)の実施結果についてのとおり

5. 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|--------|---|
| 令和2年9月 | 福祉保健常任委員会報告(条例)(条例計画骨子案)
第3回区議会定例会(条例提案) |
| 10月 | 条例施行
条例シンポジウム |
| 令和3年2月 | 福祉保健常任委員会報告(条例計画案) |
| 3月 | 条例計画策定 |

(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(素案)

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第8条)

第2章 基本的施策(第9条 - 第15条)

第3章 認知症施策の推進に関する体制(第16条 - 第18条)

第4章 雑則(第19条・第20条)

附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人(以下「本人」という。)の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策(以下「認知症施策」という。)について、基本となる理念を

定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。

地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。

関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。

事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体(関係機関として活動を行うものを含む。)をいう。

私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後における生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。

軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。

あんしんすこやかセンター 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることがで

きる地域を作る。

区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。
- 3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

（区民の参加）

第5条 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

- 2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。
- 3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。
- 4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

（地域団体の役割）

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要

な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

認知症(軽度認知障害を含む)の早期対応及び早期支援

本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援

家族等への支援

生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実

認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス等の提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることそ

の他必要な施策を実施するものとする。

第3章 認知症施策の推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かななければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

3 サポートセンターにおいて行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し、深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員 名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の

出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例」
 条例骨子案から条例素案への主な変更箇所について

別紙2

条	素案	骨子案	変更理由
第1条 目的	この条例は、認知症とともに生きる人(以下「本人」という。)の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が <u>認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策(以下「認知症施策」という。)</u> について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、 <u>もって一人ひとりが</u> ともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、認知症とともに生きる人(以下「本人」という。)の希望及び権利の尊重並びに認知症に係る <u>施策(以下「認知症施策」という。)</u> の推進に関し、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、一人ひとりの希望及び権利が尊重され、 <u>ともに安心して自分</u> らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。	認知症とともに生きる人を含め、全ての区民を対象とした条例であることがわかりやすいように表現を改め、文言を整理する。
第2条 1号 定義	認知症 <u>アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。</u>	認知症 <u>脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。</u>	社会福祉法等の改正に伴う介護保険法の一部改正の公布に準じて、変更する。
第2条 6号 定義	私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後において <u>の生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。</u>	私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後において <u>自らが希望する生活に係る意思決定を行い、これを繰り返し書き記す過程及びその文書をいう。</u>	意思決定を明確にすることが難しい方でも取り組みやすいよう変更する。

<p>第3条(1) 基本理念</p>	<p>本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。</p>	<p>本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望をもつことができ、どの場所で暮らしていても意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。</p>	<p>区民意見募集において、本人は希望をもてないのか、という趣旨のご意見があったため、希望をもてないという誤解を生じさせないため「生きる希望をもつことができ」から「生きる希望を持ち」に修正する。</p>
<p>第4条1 区の責務</p>	<p>区は、基本理念にのっとり、<u>認知症施策を総合的に推進する責務を有する。</u></p>	<p>区は、基本理念にのっとり、<u>認知症施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</u></p>	<p>第16条1と表記を統一する。 第16条1 区長は、<u>認知症施策を総合的に推進する</u>ために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。</p>
<p>第5条3 区民の参加</p>	<p>区民は、<u>パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ）</u>であるという意識を持つよう努めるものとする。</p>	<p>区民は、<u>本人とともに歩むパートナー</u>であるという意識を持つよう努めるものとする。</p>	<p>区民意見募集において、パートナーの意味がわかりにくいという趣旨のご意見があったため、説明を補足する。</p>
<p>第15条4 地域づくりの推進</p>	<p>区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、<u>パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。</u></p>	<p>区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、<u>本人とともに歩むパートナーその他本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けること等必要な施策を実施するものとする。</u></p>	

第 10 条 認知症への 備え等の推進	区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。	区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、 <u>孤立の防止並びに健康の保持及び増進を行うために必要な施策を実施するものとする。</u>	わかりやすい表記とするため、 文言を整理する。
第 11 条 1 意思決定の支 援等	区は、 <u>本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。</u>	区は、 <u>私の希望ファイル等に係る取組を積極的に支援する。</u>	区が本人の意思決定を支援する 方法に取り組むことがわかるよ う追記する。
第 13 条 相談及び推進 体制の支援	見出し： <u>相談体制の充実及びその支援</u> 1 区は、本人及び家族等からの相談に <u>適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。</u> 2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。	見出し： <u>相談及び推進体制の支援</u> 1 区は、本人及び家族等からの相談に <u>適時かつ適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制を推進するものとする。</u> 2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。	見出しと条文内容が合致するよ う文言を整理する。
第 16 条 1 認知症施策の 総合的推進	区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。	区長は、 <u>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定に基づく計画を作成し、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。</u>	わかりやすい表記とするため、 文言を整理する。
第 18 条 3 世田谷区認知 症施策評価委 員会	評価委員会は、 <u>本人及び認知症施策に関し、深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員名以内をもって組織する。</u>	評価委員会は、認知症施策に関し、 <u>深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員 名以内をもって組織する。</u>	区民意見募集等での施策の検討 等の際に本人の視点に立つとい う趣旨のご意見を参考として、 本人の参画がわかるよう、追記 する。

「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例」
 条例素案と条例骨子案の対照表

別紙 3

条例素案	条例骨子案
<p>(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(素案)</p> <p>目次 前文 第1章 総則(第1条 - 第8条) 第2章 基本的施策(第9条 - 第15条) 第3章 認知症施策の推進に関する体制(第16条 - 第18条) 第4章 雑則(第19条・第20条) 附則</p> <p>世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、<u>世田谷区立保健医療福祉総合プラザ</u>を開設し、その中の<u>世田谷区認知症在宅生活サポートセンター</u>を拠点として認知症施策を総合的に推進しています。</p> <p>今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。</p>	<p>(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)</p> <p>世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、<u>世田谷区認知症在宅生活サポートセンター</u>を開設し、<u>認知症の在宅支援施策を推進する拠点</u>として認知症施策を総合的に推進しています。</p> <p>今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることもまた明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。</p>

世田谷区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人(以下「本人」という。)の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策(以下「認知症施策」という。)について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。

地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。

世田谷区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

1 目的

この条例は、認知症とともに生きる人(以下「本人」という。)の希望及び権利の尊重並びに認知症に係る施策(以下「認知症施策」という。)の推進に関し、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。

区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある人をいう。

地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。

関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。

事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。

私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後においての生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。

軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。

あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

（基本理念）

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。

事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。

私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後において自らが希望する生活に係る意思決定を行い、これを繰り返し書き記す過程及びその文書をいう。

軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。

あんしんすこやかセンター 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内において存するものをいう。

3 基本理念

認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望をもつことができ、どの場所で暮らしていても意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

4 区の責務

区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

(区民の参加)

第5条 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。

3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。

4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

__ 認知症施策の実施に当たっては、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

__ 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるように地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

5 区民の参加

__ 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

__ 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイル等に係る取組を行うよう努めるものとする。

__ 区民は、本人とともに歩むパートナーであるという意識を持つよう努めるものとする。

__ 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等を家族及び本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

6 地域団体の役割

__ 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるように住民相互の支え合い及び見守り活動を積極的に取り組むよう努めるものとする。

__ 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になっても孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続

7 関係機関の役割

__ 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じた適時かつ適切なサービスを受けることができるよう相互間の連携に努めるものとする。

__ 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるように必要な情報を提供するよう努めるものとする。

8 事業者の役割

事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

9 区民等の理解の推進

__ 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができる学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

__ 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

10 認知症への備え等の推進

区は、区民が認知症になっても孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、孤立の防止並びに健康の保持及び増進を行うために必要な施策を実施するものとする。

11 意思決定の支援等

__ 区は、私の希望ファイル等に係る取組を積極的に支援する。

的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

認知症（軽度認知障害を含む）の早期対応及び早期支援

本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援

家族等への支援

生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実

認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス等の提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

__ 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設ける等の必要な施策を実施するものとする。

12 権利擁護

区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

13 相談及び推進体制の支援

__ 区は、本人及び家族等からの相談に適時かつ適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制を推進するものとする。

__ 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

14 医療及び介護等の支援

区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時かつ適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

認知症（軽度認知障害を含む）の早期対応及び早期支援

本人同士の支え合い並びに社会参加活動の推進及び容態に応じた支援

当該家族等への支援

生活支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の推進

認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス等の提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

第3章 認知症施策の推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴か

15 地域づくりの推進

__ 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

__ 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

__ 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

__ 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人とともに歩むパートナーその他本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けること等必要な施策を実施するものとする。

16 認知症施策の総合的推進

__ 区長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく計画を作成し、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

__ 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する世田谷区認知症施策評価委員会の意見並びに本人及びそ

なければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)を拠点として行う。

2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

3 サポートセンターにおいて行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し、深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員 名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

の家族の意見を聴かなければならない。

17 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)を拠点として行う。

サポートセンターは、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して認知症施策に係る事業を行う。

サポートセンターで行う事業について必要な事項は、区長が別に定める。

18 世田谷区認知症施策評価委員会

認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

評価委員会は、認知症施策に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員 名以内をもって組織する。

前項の委員の任期は、年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

評価委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

19 財政上の措置

区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

「(仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)」に対する
区民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

1 主旨

条例の骨子案について、区民意見募集を行ったので、実施結果を報告する。

2 意見募集期間

令和2年3月1日(日)から令和2年3月23日(月)まで

3 意見提出人数

71人 (うち住所・氏名を明記していない方 9人)
(うち複数意見を出された方 24人)

【内訳】

はがき	持参	ファクシミリ	ホームページ	合計
54	1	0	16	71

4 意見件数

116件 (うち住所・氏名を明記していない方の意見 15件)

【内訳】

- (1) 条例全体に関する事 (20件)
- (2) 条例の名称に関する事 (1件)
- (3) 基本理念に関する事 (4件)
- (4) 区の責務に関する事 (1件)
- (5) 区民の参加に関する事 (2件)
- (6) 地域団体の役割に関する事 (1件)
- (7) 関係機関の役割に関する事 (1件)
- (8) 事業者の役割に関する事 (1件)
- (9) 区民等の理解の推進に関する事 (14件)
- (10) 認知症への備え等の推進に関する事 (18件)
- (11) 意思決定の支援等に関する事 (2件)
- (12) 相談及び推進体制の支援に関する事 (4件)
- (13) 医療及び介護等の支援に関する事 (15件)
- (14) 地域づくりの推進に関する事 (16件)
- (15) 認知症施策の総合的推進に関する事 (7件)
- (16) その他に関する事 (9件)

1人が複数のテーマ(事柄)に言及している場合は、テーマ(事柄)ごとに分けて集計したため、意見提出人数よりも意見件数が多くなっている。

区民意見提出手続実施基準等より、意見等に対する区の考え方については、住所・氏名を明記した方へのみ、回答している。

5 意見等と区の考え方

別紙のとおり。原文を尊重するため、個人情報等を除き、類似の意見を含めできるだけ忠実に掲載した。

「（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例（骨子案）」に対する区民意見募集 意見等と区の考え方

別紙

（１）条例全体に関すること（１８件）

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
1	たいへんいいことである。老人が大切にされることは人間としてすばらしい。自分の生活は自分では守れない。	よい、賛成、必要、評価する、期待している	13	引き続き、条例の制定に向けて検討を進めてまいります。
2	この度の条例必要な事と思っております。			
3	世田谷区認知症とともに生きる希望条例案を拝見しました。全国的にみても類を見ない素晴らしいものだと感じました。			
4	希望が持てる条例でうれしくなりました。			
5	認知症とともに生きる人の希望及び権利の尊重等を目指す認知症の条例を世田谷区で制定することをとても喜び、期待しております。			
6	「認知症になっても希望や権利が尊重され、安心して自分らしく暮らせる」ようにと制定されることに共感します。			
7	国の新オレンジプランを推進するためには、今後急増する高齢社会における認知症対策への早急な取り組みが必須と考えます。 今回の区の「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（骨子案）」の制定は、世田谷区により安心できるまちづくりを考えた取り組みであると大いに評価いたします。			
8	条例（骨子）についてはどれも必要な要素が入っており、賛成です。			
9	骨子拝見しました。 世田谷区の取り組みに賛同し、施設としてできる限りの活動を進めて参ります。			
10	認知症本人の視点に立った世田谷区らしい条例になると期待しています。			
11	一大改革のために期待してます。うすく広く。			
12	認知症は神様がくれた最後のプレゼントだと思います。認知症の方も感情を持っています。認知症の方に尊厳をもって寄り添っていく様になれたらと思います。			
13	考え方OK。真ん中で手を広げて支えあうという所はみんな一致しましても、手の届かないラインは課題が多いので、費用負担と支援を明確にして手をさしのべられる所は最大限の支援をおこなうことがよいのではないのでしょうか。また制度はできても誰が損したとか得したとかの論もいただけないので、教育・行動・財政など皆で分かちあうことのできる骨子ができることを希望します。			
14	認知症とともに生きる条例は、一步踏み出すものと考えますが、議論を重ねて理想だけでなく、現実にあったものになるよう願っています。	1	これまでの条例検討にあたっては、認知症の本人を含む区民参加のワークショップや検討委員会等でご意見を聴いております。今後も引き続き、検討委員会等において認知症の本人と家族のご意見を聴きながら、現実にあった、そして不要な配慮とならないよう条例の検討を進めてまいります。	
15	「認知症にやさしい」と称した理不尽で過剰な優遇をして、社会から浮いた特別な対象にならないように最大限に注意を払ってほしい。条例というと「してはいけない」「しなければならない」といった条文が浮かびますが、少なくとも「不要な配慮」を押し付けるようなことにならないようにと思います。	1		

16	<p>その人らしさが尊重される事、認知症という属性を分類に使わず、まず人と人との対等な立場で認識するよう全てのステークホルダーに向けて区が表明すべき。どんなにあらゆる属性において恵まれているとしても生きる上での悩み苦しはその人なりにある事を互いに理解し共感し合えるよう生き方としての治療のし方・暮らし方を押しつける事なく、多様な選択肢と希望を実現する為の支援を準備して、包含できる社会を築くことを共通の目標として示して欲しい。</p> <p>例えば、成年後見・富山式施設整備・生涯学習等を充実させ、保育と同様に人生の必須の段階をあたり前に受け入れる体制と従事者の尊敬を高めるべきである。</p>		1	一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるよう引き続き取り組んでまいります。
17	<p>せつかく良いことをしようとしているのだから、誰にでもわかりやすい文章表現にした方が良い。小学3年生がわかるような文章にする。</p>		1	条例は公用文の性質上わかりにくい表現部分もありますので、誰にでもわかりやすいように周知してまいります。
18	<p>認知症の判定基準が未定、障害者の基準がない。個人情報・プライバシーの保護により、公表不可。MCIの検査可能な医療施設を公開する。認知症専門の介護施設の建設？認知症専門相談員の教育及び事務所所在地の公表。認知症を抱える家族の税法上の処置の策定。認知症を抱える家族に区の行政がどのように、介入するか。障害者総合支援法の何に該当するか。「障害者のしおり」にない。</p> <p>以上、不確定事項が多く、条例を作る段階ではなく、「基本的な考え方」のレベルである。実際の認知症で「火の消し忘れ」「放火や、火を遊ぶ」の人の介護、又は強制入院させる行為に対してどのように情報を入手するか？ 前段階の調査も不十分だと思う。</p>		1	いただきましたご意見は各関係部署と連携し、今後の参考とさせていただきます。

(2) 条例の名称に関すること (1件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
19	<p>条例の名称について：「希望」の定義が一定ではないと思うので「世田谷区認知症とともに生きる区民条例」が良いと思います。 条例が「希望」であってよいのでしょうか？</p>		1	条例の名称は、認知症になってからも尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能だという考えのもと、認知症の本人を含む区民参加のワークショップでご意見を聴き、検討委員会で検討を重ねてまいりました。

(3) 基本理念に関すること (3件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
20	<p>私は81歳で全身性強皮症と肺動脈高血圧症の為、在宅酸素療養中です。外出時には酸素ボンベを持参しなければならないので、自宅に居ることが多く運動不足気味ですが、認知症になっても住み慣れた我が家で、少しでも誰かの役に立ちながら希望をもって暮らしたいと思えます。残り少なくなった命と時間を有効に使うのが願いです。</p>	<p>認知症になってからも役割を持ち、希望を持って暮らしたい。</p>	2	<p>認知症の本人が自分らしく生きる希望をもつことができ、自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができるよう引き続き取り組んでまいります。</p>

21	<p>認知症になっても自立した生活を送りたい。個人個人それぞれでいい。 (病気になるまでの)親子関係などの人間関係を見直し、新たに関係づくりを行っていく。 そこでお互いに許し合い、尊重し合うことが大切と思う。(相手を)安心して任せられるように信頼できること、認知症になっても役割を持っていけること。 生活が困らないように援助を受けても、できることは行い、目標が持てるようにしたい。いい人生だったと終わりたい。</p>		
22	<p>生きる希望：障害者に希望はないのかと思ってしまう。 障害者が障害者らしく自らの力を発揮できるような地域づくり。 自分のことと考へ、参加と協働により認知症とともに.....自分のことと考へて参加・協働することを通して認知症とともに..... としてはいかがでしょうか 本人が自らの力を発揮する 認知症になったら、自らの力を発揮するのは難しい。まわりが見つけてほしい、自分で発揮することは難しい。 本人の持っている能力を見つけてそれを生かしてあげる。 自分でやってと言われても難しい。 自らの力を発揮できるような地域づくり。 本人が自らの力を発揮しながら、は、表現として突き放しているように受け取れる。 そういう力を発揮できるような地域づくり。 この文章は、上から目線を感じる。 サポートはいらない。 「本人がつくりだすものなんだろう」と読める。 自らの力を発揮できるような地域づくり、一人では安心できない、まわりの助けが必要。 安心して暮らし続ける 安心の意味合い、世間の安心ではなくて、当事者にとっての安心。 障害者の安心と健常者の安心は質が違うと思う。健常者は一人で安心だけど、障害のある人は一人で安心はあり得ない。まわりの人がいてこそ安心。 本人が自らの力を発揮して、自分で頑張っていて自分で安心しなさいと言っているように取れる。 本人の努力を引っ張り出そうとしているのは良いと思うが、下手すると突き放したように取られかねない。 障害者も健常者と同じように障害者が障害者らしく生きればそれでよい。それ以上は望まない。 手伝うけど、まずは頑張っただけ、と言うところが役所っぽい。 生きる希望：「自分らしく生きることができ.....」だけで良いのでは。 希望という言葉をあえて入れる必要はないのでは。それは何だろう。</p>	1	<p>認知症の本人を含む区民参加のワークショップや検討委員会等でご意見を聴き、基本理念をまとめましたが、認知症の本人は希望を持ってないとの誤解が生じないような表記を検討してまいります。</p>

<p>あえてここに希望を入れるというのは、認知症や障害になったら希望がないということなのか。 どんなことになっても生きていける地域をつくりましょう で良いのではないか。 希望がないのが、認知症だったり、障害者だったりするのかと思う、押しつけがましい。 希望という言葉をあえて入れる必要があるのかという意見がある。 基本理念の2つ目は「区民は、認知症に深い関心を持ち…」でよいのでは。団体・事業者はいらぬのでは。</p>			
---	--	--	--

(4) 区の責務に関すること (1件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
23	<p>区の責務としては聴くことではなく、「尊重して」の方が良い。 施策立案のときにも健常者だけの考えではなく、当事者を入れるべき。 当事者の意見を反映して施策立案していくのがよい。立案メンバーの中に当事者を入れるべき。 施設をつくるときに、当事者をメンバーの一人として入れ意見を吸い上げるという理念を持ってほしい。 「認知症本人の視点に立ち」ではなく、本人をメンバーの一員として入れるということを明確にする。 意見を吸い上げていくのが良い。 意見をともに生かしていく。いっしょに考えてくださいという姿勢が重要。 障害者権利条約の精神を反映してほしい。「俺たちのいないところで決めるな、私たち抜きにしないでくださいというスタンス」 近いところにいるんですということを表現。</p>		1	<p>認知症施策の実施にあたっては、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族のご意見を聴きながら策定してまいります。</p>

(5) 区民の参加に関すること (2件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
24	<p>条例骨子案概要にある「認知症のサポーターというよりも、」という記載の削除を求めます。 未来と希望を語る条例案及びその概要版の表現の数々のなかで、この部分にだけ否定語(...というよりも)の言葉が入っています。 しかも条例の案文の中にはこの記載がありません。 また、公的性格を帯びる文書に口語の文体を落とし込むのは如何かと思ひます。削除したほうが文意が伝わるかと思ひます。</p>		1	<p>条例骨子案の概要は、わかりやすい表現として口語体を使用しましたが、条例の条文には、口語体は使用いたしません。</p>

25	<p>「生活を書き記す」よりも、みんなでこういうことについて語り合える場をつくるのが大事。</p> <p>「希望する生活を書き記す」・・・これは、どのような仕組みなのでしょう。これについては、すべての関係者間のコンセンサスが取れているものなのでしょうか。</p> <p>普通の市民には、サポーターとパートナーの違いは分かりにくいのでは。</p> <p>サポーター、パートナー：現場の人間が使うことばであって、条例に使う言葉ではないのではないか。日常会話の言葉を、文章にすると意味が通じなくなる。</p> <p>認知症も介助者と言うよりも認知症の本人を理解して共に歩む、ともに考え合う人としての方が良い。</p>		1	<p>私の希望ファイルは、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるために、認知症になる前からどのように暮らしたいか、自分なりの思いや希望を繰り返し書き記し、その後の自分の意思決定や、生活、地域支援、医療、介護等に活かすものです。</p> <p>なお、「パートナー」については、その意味が明確になるよう検討してまいります。また、その他の表現についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
----	---	--	---	--

(6) 地域団体の役割に関すること (1件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
26	<p>そもそも認知症の人は、見守りされなければならない存在なのか。見守りはいらぬ。見ている程度で良い。</p> <p>一方、見守りが安心につながるということもある。</p> <p>見守るといふ心構えを持ってもらうことは安心。</p> <p>見守りではなく声をかけ合える地域づくり・関係づくりが良い。</p> <p>自治会はあるが、障害者だからといって、特に声かけられることはない。</p> <p>意識の上で、普段から、「今日はあのおばあちゃん散歩してないね」といふ会話があつた。その中で、向かいに住む身の軽い中学生が地震の時に、こちら辺にいるはずだと言つておばあちゃんを助け出したといふことがあつた。おばあちゃんがどこで寝ているか知つていた。そのような接点があるような街づくりをしていく。</p> <p>自然発生的なつながり。</p> <p>向こう三軒両隣が声を掛け合うような関係づくりに努めます。</p>		1	<p>認知症の本人や家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくために、住民相互の支えあいや見守り活動を推進してまいります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

(7) 関係機関の役割に関すること (1件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
27	<p>希望と権利が並列するのは難しい。「どの場所で暮らしていてもその人の権利が尊重され・・・」でよいのでは。 本人の状態は・・・ 本人に必要なサービスが受けられるよう努めます。 サービスだけではなく、「認知症の人に必要な制度やサービスについて当事者が理解できるように支援します」とすべき。 本人と家族の意見が全く反対の時もあるので、支援者は困ることもある。 「サービスが受けられる」ようにするのは行政の仕事。サービスを受けるのは権利。 サービスがわかりやすく、当事者が選択できるように支援します。 サービスを適切に理解できるようにして、その中で、わたしはこのサービスを選びますということが実現するように支援します。 町の医院は専門診療科を標榜しているが、福祉サービスの事業所はどんな障害に対応しているかがわかりにくいので、当事者はどこに声かけていいかわからない。わかりやすく、そこが出发点。 当事者にサービスが分かりやすいようにする。初心者でもわかりやすく、当事者が選べる福祉サービス。選択肢を行政が提示してほしい。 声かけられたら、現場は知識として持っていてほしい部分。それを聴けるお互いの信頼関係という関係性も必要。</p>		1	<p>認知症の本人の希望及び権利が尊重され、その状態に応じた適時かつ適切なサービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、認知症に関するサービスの情報発信と普及啓発に取り組んでまいります。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

(8) 事業者の役割に関すること (1件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
28	<p>研修をやれば良いという話ではない。 当スーパーは認知症の研修をやっています。体の良い認知症の人たちの万引き対策？これを読んだ八百屋さんがどう思うのかと思う。 この文章自体が、偏見というか、狭い視点でしか見ていない。認知症も障害の一つだと思してほしい。障害の中の1種類。 あくまでも、企業や団体ではなく個だと思ふ。 スーパーに買いに来た認知症の人に理解を持った対応をしてほしいということではないか。 企業や商店などには、認知症に対する正しい知識を深めることを企業に押し付けるのではなく、行政が役割として、理解を深めるための研修やイベントなどで努力して行く。企業が積極的に参加できるようなサポート体制をつくる。 (地元の)商店等に対しては、「従業員への研修機会を設ける等」については行政のサポートが必要ではないでしょうか。従業員を研修に出す際の代替要員の手当ても含めて。 地域と書いているのだから、あえて事業者を引っ張り出すことはないのではないか。 理念の中に対象として、商店や事業者を引っ張り出す必要はないのではないか。</p>		1	<p>認知症の本人が安心して暮らし続けるためには、日常生活に密接に関係する企業や商店等の協力と理解が必要と考えております。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

(9) 区民等の理解の推進に関すること (1 4 件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
29	認知症の方と同居にある方、親子、兄弟、夫婦、嫁、友人(特別)との立場でそれぞれ、学ぶ事が大切と感じております。認知症の方は、年々悪化します。	認知症について、学ぶ機会が必要	7	認知症及び地域共生社会に関する正しい知識を深めることは必要であると認識しており、学習の機会の提供を推進してまいります。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
30	基本理念は素晴らしいです。家族がこのような心で私たちに接してくれるかどうか。子供たち、家族の教育をお願いします！ 人間はいつまでも元気で完全ではありません。助け合いささえ合って生きていく。そのように関係のなかで生きたいです。子供たち家族の教育をお願いします！			
31	実の両親が認知症を罹患した時に「後見人」と「アルツハイマー病」講習を受講させていただきました。成年後見人は専門の弁護士先生からお話を伺い、私が成年後見人になる時に大いに役立ちました。「アルツハイマー病」は都立病院の専門の先生からお話を伺い、その理解に役立ちました。条例化しなくとも、このような取組みは続けていただければ、認知症の正しい理解と家族を始めとする周囲の人の対処する時に多いに資すると思います。			
32	認知症者を社会全体で受け止める素地を強化するため、認知症に関する基本的知識や(対認知症者)コミュニケーション技能を多くの住民が習得できる学習カリキュラムを開発し、様々な形で広めてほしい。eラーニング(講義・講演の動画配信)の活用も有効と考える。			
33	認知症に対する偏見をなくしていくために、小学生や中学生たちが、認知症について正しい知識をもつ時間、認知症を自分ごととして考える(たとえば親が認知症になったらというようなこと)時間をもつことを大切にしてほしいです。 具体的には、私が関わる団体では中学校の授業の中で「いのちの授業」を行っています。ぜひ、世田谷区の全中学校で取り入れてほしい活動です。			
34	区の会合・相談・講習などについて以前に1回でも受けると次回は受けることがむずかしい。症状は年々変わるのにそれに対する対応がないように思います。			
35	1つ加えるとしたら、「認知症・介護になった場合の経済的リスク」をどう考えて準備するかを広く市民に伝えることも大切なファクターだと考えます。 骨子にあるとおり、認知症の知識を身につけ、認知機能低下をなるべく緩やかにする方法を知り、体操や食事などに気をつけて生活するのは非常に大切だと感じています。 しかしながら、認知症・介護になったときに現実的には「費用」が必要になります。必要になるというよりも、「お金」があればもっと早い段階から認知症・介護のために準備をでき、QOLの低下スピードを緩やかにできるのではないかと考えます。 公的保険みならず民間保険などの自助努力をどのように効率的に行なうかを本気で取り組む時代がきているのではないのでしょうか。がん等の重大疾患へ備えるのが一般的になりつつあるのと同様です。 ついては、「認知症・介護の経済的準備の啓蒙と具体的行動促進」の追加検討を意見とさせていただきます。			

36	みんなで助けあうことが一番と認識はしていても、いざとなるとどう対応するか迷うところ です。	認知症への接し方がわからない、知りたい	4	認知症について正しく理解し、接し方を学ぶことは必要であると認識しており、学習の機会の提供を推進してまいります。
37	認知症という病気は非常にやっかい。まわりがやさしくしても本人が気に入らないと、てこでも動きません。頭の中がものすごくわかる時と全然わからない時のはげしさ、又、人がくると人がかわって、あたかも長年つきあっているみたいに話をあわせる。どんな世界にすんでいるのだろう。私の周りでもだいぶ認知症の人がふえつつ、どのように声をかけたらいいのかまよう。私自身も認知症の予備軍である。			
38	「認知症であることで差別や不利益を被らないように」というのは言うまでもありませんが、「認知症であることが特別視される」ことが、何より生きづらいことだと実感します。今、認知症に関する情報が氾濫気味に発信されていて、家族でさえ、老親の認知症を理解できずに困惑することもあり、当事者以外の人々が「特別視」しがちな状況はよくわかります。でも認知症は老化であり、病気の症状であり、その人のごく一部です。社会全体と、この条例制定に関わる人達がもう少し理解を深める必要があると思います。			
39	認知症本人と数年間であっても在宅生活を共にした者にとって、当本人の個性を尊重しながら、当本人と共生していくには、日常生活をコントロールしていく方法をいくつも持っている必要があると思われま す。 そこで、認知症在宅生活サポートセンターによる当在宅支援の諸施策の実施を、また、「希望」条例が「希望」実現条例になることを心から願っております。			
40	認知症カフェをオープンする際には、カフェ開催を利用者様へご案内すると、施設へ通っている利用者は認知症と思われるとマイナスな意見も頂いたこともあります。まだまだ認知症を隠すこと、認知症になることへの恐れがあることを残念に思っています。	認知症に関する理解を深める	2	認知症及び地域共生社会に関する正しい知識や理解を深めることは必要であると認識しており、学習の機会の提供を推進してまいります。
41	条例の基本的な考え方はとてもよくまとまっていると思いました。これが現実に実行できたらすばらしいのですが、なかなか難しい。実際、私自身も介護福祉士として現場で働いて「本人の状態に応じた適切なサービス」をめざして実行して参りましたが、なかなか理解が及ばない。とまどいを感じてきました。 区民各自が「子ども叱るな来た道だ、老人～な行く道じゃ」の心掛を肝に銘じて、本人とともに歩むパートナーの意識を育てることが求められていると感じます。私も当該の年齢なので、発信し支え、支えられる関係性を大切にしたい。			
42	だれもが、認知症について、自らのこととして知ることが必要と考えるので、図書館が来館者への情報提供に加え、地域の区民、地域団体、関係機関へ情報を届けるハブとしてつながっていかれたらと考えます。		1	図書館等と連携をしながら、認知症についての普及啓発の充実に取り組んでまいります。

(10) 認知症への備え等の推進に関すること (15件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
43	<p>認知症が進んでしまうと自分でどうすればよいかの適確な判断が出来なくなりますし社会の負担も増えますので、認知症前及び軽度の認知症の方への取り組みが重要と考えます。</p> <p>つきましては、まずは認知症にならない為の指導や軽症者への支援や施設の強化を期待しています。</p>	<p>認知症予防の取り組みが必要</p>	10	<p>認知症への備えとして、各種社会交流や健康の保持増進の活動は、大切なことと考えております。社会参加や健康の保持増進の機会と権利が守られるよう、介護予防の講座等に取り組んでまいります。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
44	<p>認知症への備え等の推進。小中学校等の空室を利用し地域住民交流の場として、茶話会・ゲーム・歌唱・運動・・・等 認知症予防につながる催しが定期的開催されることを望みます。</p> <p>デイサービスについて、体験したことはありませんが家族が安心して頂けるには良い取り組みだが果たして本人が喜んで参加しているか疑問に思います。</p>			
45	<p>喜寿となりました。健康で病院に行ったことは、ありませんが、物忘れがあります。長生きをし、認知症になることを心配しています。認知症予防を指導して下さい。</p>			
46	<p>認知症は脳の老化と体の不活発な動きに依って起こる様に思います。脳の活性化は脳に種々雑多な事象の刺激を与え続ける事、例えば勉強だけしているのではダメで雑な日常の現象を刺激として与え続け、それに対する反応力を育成しないとダメ。(よく世間を歩き情報を吸収認識する事=活動的=行動をする事と対話)その次は体を動かす事。1日3000歩以上あるく、毎日続ける=(義ム化)する。若く勤務する人は自然にやっているが定年退職した人はついついサボりがちになり運動しないテレビだけ見る様になる!! 区は健康体操をあんしんすこやかセンター主催で男子も含めて運動の機会を与えて欲しい。男子の分は少ないです。</p>			
47	<p>主旨とは違いますが、考えて頂きたい事有り一筆記します。</p> <p>私が常づね思う事は認知症の原因。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動不足、家事労働が楽になり、頭、手、足を使わなくなった事 ○栄養の偏り。新聞や書物を読まない。 ○趣味がない。出かけない。 <p>テレビもぼーっと見ている。(観ていない)</p> <p>しかし、大きな原因は薬のみすぎが有ると思う。血圧を下げる薬(不用の人多し)コレステロール値を下げる。これも不用、副作用が強い(強すぎる)、私の数値はLDLが219mg/dl。しかし血管ドックの結果は良好、4年前は5歳若かった。今はもっと若いと思う。思考力ははっきり。書き足りないが取り急ぎ。</p>			

48	<p>"働く人は元気になる "健康になる為に即実践できる(している)方法を述べてみました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までの元気な自分からひきつづき認知症の自分があるのです。認知症 と色わけせず ・健康の為に運動、栄養、睡眠、そして免疫力を高め、自衛する事が求められる私達区民(それが究極のコロナ対策であるのですが...。) <p>ラジオ体操の会を最寄りに作り、参加し、広める事が、地域共生社会実現の最短の道になります。</p> <p>それが根付けば、区の医療費や介護費用もまたたく間に半減するでしょう。</p> <p>教育(今日行く所)と教養(今日用事がある)で生活にリズムが出来、平均寿命と健康寿命の差(10年)も縮まります。</p> <p>ともすれば押し寄せになりやすい条例プラス実践案です。</p>
49	<p>認知症の方の歯科診療の難しさや、時間を要することを感じております。社長は歯科医師でもあり、併設の歯科医院にて治療を行い、噛み合わせの良い状態であることが、身体バランスを整え歩行が安定すること、よく噛み食事をする事は、脳の刺激にもなり、認知症改善効果もあると申しております。</p>
50	<p>認知症の方にとって孤立、孤独は悪化させる原因にもなり「つながり」を持つことができるコミュニティを作ること。「つながり」のことばがどこかに加われればと思いました。</p>
51	<p>認知症は、85歳以上2人に1人の割合でなると言われている。誰もがかかる可能性がある身近な病気です。年を重ねると、だれもが、記憶力の衰えを感じ、認知症になってしまったかとおびえてしまう。認知症になっても、脳や筋力トレーニングをして、体内の細胞を活性化すると、認知症の進行が遅くなるという研究結果もあるときく。高齢になっても心身を刺激して、前向きな生活を送りたいものである。</p> <p>そこで提案です。日常生活の中で、前向きに暮らせる、機械、器具を整えてほしい。</p> <p>地域の設備(社会資源)を住民に使いやすくする。そのためには、地域の施設、設備の管理を壁を低くして、地域住民に開かれ使いやすくしてほしい。</p> <p>私は、週1回、地域のコーラスに参加している。この会は結成20年、参加者の平均年齢も、70代後半になる。世田谷合唱連盟に加入し、合唱祭に参加を目指して、練習を重ねている。高齢になって、声を出す、暗譜をする、ハーモニーを作り上げることは認知症を予防、進行を遅らせる効果がある。</p> <p>学校の音楽室を地域に開放してほしい。</p> <p>練習会場を確保するのに苦労している。区民センターや青少年会館の音楽室をやっと確保している。</p> <p>高齢になると、遠方まで通うのが難儀になる。歩いていける学校が使えたら、地域の方々が参加しやすくなる。</p> <p>世田谷合唱祭などを活用する。</p> <p>練習も、目標がないとやる気が起きない。合唱祭を目指して、合唱を作り上げていく。認知症予防に、歌を、合唱祭を活用していく。</p> <p>以上学校を地域で使いやすくしてほしい。高齢者と子供たちが接する機会を作り、子供を理解し、見守る高齢者になってほしい。</p>

52	<p>世田谷区の介護に関わるイベントに参加させて頂き特に記憶に残りますのは、平成16年独立行政法人と世田谷区が合同で設立した会の30人の中に入れて頂きました事です。旅行グループ・パソコングループ・料理グループに分かれ、一年間御指導頂き、その後自主活動となり、お陰様で老化を和らげました。</p> <p>昨年主人が転倒、寝たきりとなり介護の為いくつかのお稽古を止めました。今から三カ月前とうとう私の尿路結石、腰痛がひどくなり、主人に施設入所して貰い、今自由になりましたが、何事も夢中になって取組む意力が重く痴呆が進むばかりとあせるばかりです。夢中になれる事があれば老化は進まないと思います。</p>			
53	<p>68歳の一人暮らしの男ですが、年々、漢字が書けなくなったり、カタカナ・ローマ字が動体視力低下で読みづらくなっていることが実感されます。</p> <p>客観的に認知症と判定されるのは、健診でガンですと宣告されるのと同様に恐怖感がありますが、歳相応の老いは自覚する必要もわかります。軽度認知障害(MCI)の判定の取り組みはぜひ早急に進めていただきたい。認知症になってからの支援の前に、対応できる施策があるなら、特定検診に検査項目を加えとか、別途検診の受診対応を検討いただきたい。世田谷区に期待いたします。</p>	認知症の検診が必要	4	区では、もの忘れチェック相談会事業において、認知症に関する基礎知識の普及や医師による個別相談等を行っております。今後も認知症の気づきを促し、早期対応・早期支援につなげる取り組みを推進してまいります。
54	MCIの検査を受けたい。現在一人住まい。もの忘れがひどい。早のみ込みしがち。区の取組みに参加したい。			
55	<p>認知症の早期発見について</p> <p>高齢者の運転免許更新時には、認知症のテストがあります。早期発見には有効な手段と思います。一方で高齢者の運転免許返納が進んでいますが、返納してしまえば認知症テストはなくなります。</p> <p>そこで、後期高齢者健康診査に生活機能に関する問診がありますが、それに加え免許更新時に行われる認知症テストを加えることを提案します。是非検討して下さい。</p>			
56	認知症の進行を自覚するための簡易テストを区民の健康診断に追加してほしい。その際、フレイルに対する意識啓発も同時に実施してほしい。			
57	<p>「私はこうしたい」そういうのを語り合える場をつくるのが良いのではないか。</p> <p>わたしの希望ファイルは、終活ノートやお薬手帳のようなものなのか。</p> <p>「希望ファイルにそのことは書いてないでしょ」、「この書き方ではわからない」と言われそう。</p> <p>意思決定に必要な情報や判断の材料をわかりやすいかたちで認知症のご本人に提供することが大切だと考えます。</p>		1	私の希望ファイルは、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるために、認知症になる前からどのように暮らしたいか、自分なりの思いや希望を繰り返し書き記し、その後の自分の意思決定や、生活、地域支援、医療、介護等に活かすものです。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

(11) 意思決定の支援等に関すること (2件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
58	<p>・「私の希望ファイル」は、区民が認知症を自分事として考えられるきっかけとなるのではないかと期待をしています。そのためにも、高齢者のみならず、若い人でもこのファイルを作成できることが重要だと思います。</p> <p>・今後「私の希望ファイル」に関する区民等の質問が多くでるのではないかと思いますので、この部分に関する分かりやすいパンフレットや記入例等があると良いのではないかと思います。</p>		1	私の希望ファイルは、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるために、認知症になる前からどのように暮らしたいか、自分なりの思いや希望を繰り返し書き記し、その後の自分の意思決定や、生活、地域支援、医療、介護等に活かすものです。作成にあたっては、関係部署と連携をしながら進めてまいります。
59	<p>私自身は区内の在宅支援診療所で医師として在宅医療を中心にプライマリケアに従事し、以前より地域でのアドバンス・ケア・プランニング(人生会議)の進め方について関心をもって活動しておりますので、その立場から「私の希望ファイル」について意見を述べさせていただきます。</p> <p>私の希望ファイルの発想には賛同いたします。</p> <p>骨子案にも記載の通り、「繰り返し書き記す過程」が重要であり、それを文書として積み重ねていくことから「ファイル」という形を想定されているのと感じました。</p> <p>それはまさに日々の臨床の中で我々が感じている、そのときの状況によって気持ちは変化しうるものであり、意思決定の原則である「一人で決めない、一度に決めない」を反映していると感じました。</p> <p>ただ、気になる点があります。</p> <p>「認知症になる前」から自分らしく暮らし続けるための備えとして書き記すとありますが、いつ誰が認知症になるかわからないため、ある年齢になれば「全ての区民」が「住み慣れたせたがやで自分らしく暮らし続けるため」に考えるべき内容かと思えます。</p> <p>年齢を重ねる中で、認知症になる方もいれば、2人に1人が罹患するがんになる方もいるでしょう。</p> <p>そこで、今回の条例で規定される以前に(認知症という疾患に限定されることなく)、世田谷区としての取り組みとして、「いつまでも住み慣れたせたがやで自分らしく暮らし続けるために」「私の希望ファイル」が存在すべきと考えます。</p> <p>医療連携推進協議会では、「(仮称)世田谷区在宅療養ガイド・人生会議をしよう!」の作成が検討されており、その中でも人生会議(アドバンス・ケア・プランニング)の普及について議論されていると聞いています。(こちらは在宅医療という視点からですが、もちろん在宅医療を受ける以前から考え始めておくべき内容です。)</p> <p>区内の各部署で似通った施策が進行しているようですので、条例として動き始める前に統合されることが望ましく考えます。</p> <p>条例案とは、少しズレてしまいましたが、世田谷区にも多摩市の健幸まちづくり課のような若者からお年寄りまで横断的に施策を提案できる部署があればと感じました。(すでに存在するようでしたら申し訳ありません。)</p> <p>私の希望ファイルは、若者や子育て世代、病気を抱える前の方々にとっては「どう生きていきたいか」を、高齢者や病を抱えるの方々には「どう生ききるか」「どう逝きたいか」を考えるきっかけとなればと思います。</p>		1	

(12) 相談及び推進体制の支援に関すること (3件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
60	あんしんすこやかセンターもの忘れ相談や認知症専門相談員による相談以外にも、認知症のご本人・ご家族が相談できる相談窓口を拡充していくことが必要と考えます。	相談できる窓口が必要	2	区内28か所のあんしんすこやかセンターの認知症専門相談員等によるもの忘れ相談のほか、各保健福祉センター保健福祉課でも相談を受けております。また、専門職とお話ができる認知症カフェや家族会等もございます。今後も認知症の本人や家族等からの相談に適時かつ適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、相談体制を推進してまいります。
61	私が親の介護にあたることとなった時、たまたまあんしんすこやかセンターの近くのよかったが、やはり相談先に不安を感じるもの最初がうまくいけばあとは何とかなる。			

62	<p>デイサービス、ヘルパーさん等利用しながら老々介護の実家に通って手伝いをしています。利用したい時ショートステイ施設の空きがない、服薬管理などの困りごともありつつ、完璧を求めないことでなんとかやり過ごしていますが、認知症の両親と接するストレスと、そこにも関わることですが、何が本人たちにとって幸せかという疑問がこのところの悩みです。そのため今回の条例案に注目しています。</p> <p>両親にとって「自分らしく生きる希望」とは何かがわかりません。母は緑内障でほぼ見えない状況になっていますが、医師の話をおぼえてしまうのか、視力はもう戻らないこと、角膜移植の手術も失明のリスクが高いため勧められないと言われ手術を選択しないと自身で決めたことも忘れてしまうのか、会うたびに今日は見えない、病院は何もしてくれないと嘆きます。例えば本は読めないけれど朗読CDを聞いてみようとか、ガイドヘルパーをお願いして外出してみようなどを提案しますが、現実を受け入れられないせいなのか次のステップへの前向きな思考になれないようです。認知症の人に対して否定はしない、楽しい話題を心がけるというような接し方を見聞きしますが、こういう状態で過去の旅行や活発にスポーツをしていた頃の本人にとって楽しかった話題だけでこれからの人生を過ごすのでしょうか。</p> <p>お天気の良い日に外へ散歩に連れだせば、お日様に当たるのは気持ちいいと言います。好きなものを作れば食欲はあり美味しいと言います。こういうことでいいんでしょうか。</p> <p>ケアマネージャーさんはじめデイサービスやショートステイのスタッフの方々は、よく見てくださってよく褒めてくださり、当初嫌がっていましたが、今ではなんとか楽しく行っているようです。こういう日々でいいんでしょうか。</p> <p>本人の希望ということで言えば、毎日スポーツジムに行って運動をし、年に何回かは海外旅行するというかつての生活が希望なのでしょう、その頃の自分のイメージから離れられないようで、何かやりたいことはあるかと尋ねても、そういったことばかり。これは現実的に難しいです。</p> <p>代替として、運動できるマシンがあり運動後のマッサージをしてくれるデイサービスに行ったり、近所のウォーキングをしたりはしていますが、本人の本来のイメージとは程遠いようです。</p> <p>このような状態で幸せですよ、と本人もしくは誰かが言ってくれれば、私のストレスや悩みも軽減されるのでしょうか。</p> <p>「認知症のサポーターというよりも本人とともに歩むパートナーである」にはどのように歩んでいきたいかの共通認識が必要なように思いますが、具体的にどのように共通認識を持ったら良いのかが課題のように思います。つまり自身の現状を理解できていない(ように思える)人の自分らしさとは誰が決めるのかというようなことでしょうか。</p>	1	<p>認知症の本人と家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人と家族のご意見を聴きながら、適時かつ適切に相談ができる体制を推進してまいります。ご家族の立場からのご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
----	--	---	--

(13) 医療及び介護等の支援に関すること (13件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
63	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症になったら「支えてもらう」という考えから「活躍してもらう」へ方向転換できると良いですね。今までの生活に根差した知識や技術、そして深みのある人柄を活かせる場があったら楽しそうです。 ・高齢福祉部だけでなく子育てや教育文化・芸術、スポーツなど他部との連携で広がりを作ってほしいです。 ・個人的には畑作業(農家さんのお手伝いetc.)が喜ばれそうな気がします。 	認知症の本人の社会参加活動が必要	3	認知症の本人が自分らしく暮らせるよう、社会参加を通じて、これまで培われてきた経験や技能を発揮できる取り組みを、関係部署と連携しながら推進してまいります。
64	<p>自己肯定感が持てる地域活動ができる場を作る。 認知症状が出た方も、町田のデイサービスのように企業と結びつき、洗車など仕事で対価がもらえるような活動ができる場所、居場所、デイサービスなどが世田谷区にもできたらいいなと思います。 90万区民皆活躍社会ができればと思います。</p>			

65	<p> デイサービス〇〇〇は、2016年約25年の認知症家族介護の経験から、家族としてあったら良いなと思う施設を作りました。 リハビリ型のため、認知症の方のお申込みは多くはありませんが、運動リハビリと口腔ケア、社会交流により改善され、在宅での生活を継続するお手伝いをさせて頂いております。 認知症のご本人は、ご自身では認知症であることを確信できずにおられるため、私共は利用者様の思いに寄り添い、お気持ちを語って頂くような環境を作っています。 ここはどこ？という状態から、施設を覚えてお迎えはいつ？とお電話を頂けると、認知症の方にも楽しみとして記憶が定着できたことに希望と、その後の改善に期待を感じます。 ご家族の中には、認知症であることをご近所へ隠されることもあります。改善すると病院などで、デイサービス利用による認知症改善効果をお伝え頂けることもあります。 長年認知症介護をする立場としても、認知症の利用者様を拝見し、認知症は思いやり病であると考え、お伝えしています。 家族のため、社会のために自分のことより優先されて働かれていた方が、お役目を離れた時に、自分のためだけに時間を使う術がなく認知症になられているように感じます。 認知症の方の自信のあったこととお話頂くこと、できるなら実践したり、助言を頂くことで、もう一度誰かの役に立っているという気持ちになることで元気を取り戻されています。 デイサービス〇〇〇では、来年度は利用者様の得意な分野でお仕事をして頂くようご案内を始めました。 ボランティアだけではなく、お仕事をお願いすることに致しました。 リハビリで歩行が改善された方は、トレーナー、明るく会話が得意な方はコンシェルジュ、施設へ通うことで元気になられた方へ仕事を依頼し、更に意欲をあげて頂くことを目的にしています。 改善したことを、仕事として、報酬がある待遇であることで、自信をつけて頂き、認知症の方が働いたお金で買い物に行かれたりと、生活の中でリハビリ効果を導くことを目指します。 スタッフ一同、認知症の方でも気持ちが伝わることを念頭に置き、人生の大先輩に敬意を払い、視線を合わせ伝わるようにお話し、記憶に残るような支援を努力しています。 </p>		
----	--	--	--

66	<p>早期受診を勧めるならば、診断（医療）が早期絶望にならないよう十分な配慮が必要で す。 「治りません。薬も進行を遅らせるだけです。後は穏やかに過ごしてください。」で は、診断を受けた意味を感じません。（おまけに「介護保険使えますよ。」をつけてくれ ても・・・） 先に希望が見える情報。 今の不安が解消できるサポート。 何と言っても「診断で、今までの不安の原因がわかり、これからの生き方にも希望が見 えた。」と感じさせてくれないければ！</p>		1	認知症の早期支援として、認知症に関する正しい情 報提供や、認知症の進行や介護に関する心理的負担 の軽減、医療や介護サービスの円滑な導入等の取り 組みを推進いたします。今後も認知症の本人や家族 等からの相談に適時かつ適切に対応することができ るよう、関係機関と連携し、相談体制を推進してま いります。
67	<p>できれば、若年性認知症の人への就労支援にも言及していただきたい。</p>		1	若年性認知症の就労支援については、条例骨子案14 （4）に趣旨が含まれております。若年性認知症を含 む本人の生活支援に取り組んでまいります。
68	<p>認知症について、私自身いろんな会合・講習・講演などに参加しそれなりに納得、知識 を持ったつもりでした。しかし、7年前夫の認知症に向き合うようになり、区民の参加も区 の責務も難しく無力を感じています。日々進む症状は、まったなしですぐ相談対処しても らえる窓口はあんしんすこやかセンター、ケアマネ等も認知症専門の知識もむずかしい状 態。介護している者も疲れた時、家事等の介助も必要となり、この方向性も一考してほし い。認知症の情報は積極的にかかわっていかないと届かない面が多い。</p>		1	認知症に関するサービスの情報発信と普及啓発、認 知症ケアに関する研修等の人材育成に努めてまいり ます。
69	<p>認知症でも、リハビリを行えば改善することがあること、家族や周囲が関わり方を変える ことで意思疎通が図れ、認知症の方も安心し落ち着きを取り戻し、介護側も負担が軽減す ることをもっと発信すべきと考えています。</p>		1	
70	<p>自宅介護が現実ですが、介護する者が、高齢者である場合が、殆どで、信頼が出来る介護 サービスの選択が出来ず、情報の入手も煩わしく、老々介護がベストと云う実態でしょ う。</p>		1	
71	<p>私の妻は要介護5で且つ認知症がかなり進んで居ました。 入院中は毎日食事介助等で通院しておりましたが、その際痛感したのは、本人が認知症 と判明した段階から院内関係者の患者に対するケアの頻度や対応姿勢が変わり、全てが他 の患者に比べて粗雑、軽視がちとなりました。認知症患者にとって最も頼りにできるのは 親族と医療関係者です。医師、看護師、整体師等関係者の理解度不足！</p>		1	
72	<p>妻が認知症になり3年目です。4種ある認知症も人によりその症状は一律でない。まず病 院で検査後の介護に取り組む社会の仕組みがあれば。全く分からない世界。私はいくつ かの病院へ行き入院が最大の失敗。男女一緒の寄り添う治療でなく、妻はより悪化、自宅 での介護がより良い結果となり今日に至っています。 多くの方は、何をどうしたら良いか悩み戸惑います。介護していくイロハを総合的にサ ポートする機関、仕組みがあればです。他の病と異なり現行の医療での治療は不可能。薬 でない治療の仕組みをもっと医療機関は高めて行かないと病院は施設への一里塚となっ ています。</p>		1	

73	今注目のユマニチュードを、区で取り入れてほしい。		1	認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス等の提供に携わる専門的知識を有する人材の育成、資質の向上のための研修を推進してまいります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
74	国や大学等と連携して、認知症者への対処を柱とした人材認定制度を開発してほしい。 (ホームヘルパー「初任者研修」と同様なものを想定)社会基盤としてこれらの有資格者の人数や比率を目安としてはどうか。		1	
75	なぜ、軽作業になるのか？ なぜ、ボランティアになるのか？ 「容態」という言葉は何なんだろう、「状態」という言葉も人間に対して使う言葉ではなく、無機質なものに使う言葉。 認知症の人を色眼鏡で見ているとしか思えない。 家族は認知症の当事者が負担なのか？ ・・・認知症の人への理解を深めるために研修の中身は、実習を含む当事者の話を聞くことを含むことが望ましいと思います。		1	条例骨子案の概要は、わかりやすいように具体例の1つとして、軽作業やボランティア、家族等の負担軽減としておりましたが、条例の条文には使用いたしません。 「容態」という文言は、国の認知症施策推進大綱を参考としております。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 国の認知症施策推進大綱 「認知症の種類や進行段階を十分理解し、容態の変化に応じた全ての期間を通じて共有すべき基本理念であることを改めて徹底し、医療・介護等の質の向上を図っていく。」

(14) 地域づくりの推進に関すること (13件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
76	認知症を諦めず、在宅で暮らすためにも、本人家族ともに社会との交流を持ち、助け合い関わりながら生活ができるように支援の手を繋ぎ生きられることを期待しています。	地域とのつながり、交流が必要	6	認知症の本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域との交流の場を設ける等、取り組んでまいります。
77	マンションが多く、地域のコミュニケーションが少なく、孤立するのを解決してほしい。			
78	認知症になった人にとって必要なことは、何かをしてもらうのではなく、受け入れてもらうことだと家族として実感します。もちろん認知症をよく理解した上での配慮は必要ですが、受け入れるというのは個人でも難しいので、社会全体がというのはもっと大変だと思いますが、ぜひ実現したいですね。			
79	認知症介護「〇〇〇〇〇」の施設のような場所を世田谷区に何か所か設けて下さい。昼に地域の方々が、お子様と遊びに来られたり、犬を共に連れて来られたり、喫茶コーナーや傍らには手芸をされる方、絵を書きこられたり、遊びと共び子供に年寄りとのふれあい場としての、いこいの場が作れるようにと！！思います。又、子供達に朗読、紙芝居などが共存できると良いと思います。			

80	<p>認知症の発症以前からできる限り毎日出かけていく所があり、発症後もまわりと今まで通りその場で活躍することが大切だと思います。それはあえて認知症条例というのではなく「だれもが・・・」とすることを意味すると思います。認知症に特化してしまうと逆に差別化されてしまうのではないのでしょうか？ 現在認知症の方が中心となって運営している月2回の集いを運営しています。「次は何日だっけ」と10～20回聞かれても普通に「〇〇日だよ」「わかった。何回も聞くかもしれないけどよろしくね」といった会話でその方もつ力を発揮していただいています。ちなみに私は障がいがあり、準備等は何もできず、認知症の方にたよっています。明るく、笑い声がたえず参加者は認知症だなどとは気付いていない方が多いです。</p>			
81	<p>高齢化社会が急速に拡大しています。その中で、認知症の方々の人口も増えています。身近な町内にも、多くの認知症の方もいらっしゃいます。区も、新たな条例を制定します。私は特に「区民の参加」「地域で活動する団体の役割」は、重要な項目になると思います。それらは、「ご本人と地域のつながり」が、直接可能になるからです。地域社会や地域住民と普通につながる事が、認知症の方々にとっても、好ましい社会参加が出来るからです。地域住民の1人として何らかのおてつだいが出来ればと思います。</p>			
82	<p>手だすけが必要な人にヘルプマークの赤いフダがあるように認知症の方にも何か目印となる（妊婦用のホルダーなど）物をつけてもらえると一般の人にもわかりやすい。又、自転車や手押し車でどこまでも行ってしまふ老人の方もいるそうなので、そちらはシールなどをはっておくのもいいかと思ひます。</p>	地域での見守り活動が必要	5	認知症の本人と家族が地域で安心して自分らしく暮らしていくために、地域での見守り活動や緊急時における支援を行うための体制の整備を推進してまいります。
83	<p>38世帯が居住するマンションに住んでおります。3分の1が賃貸者、残り所有者です。40代～80代半ばと幅広い世代構成ですが一人暮らしの高齢者も増えてきました。コミュニケーションは挨拶程度が多く、今後の孤独死、認知症の事案にむけてマンションはどのような対応をしていけば一人一人が安心して暮らしていけるだろうかと考えています。 老人ホームから自宅で最期を迎えたいという方が増えてきたように思ひます。区と連携して「安心暮らし」の向上を推進可能な条例を希望してます。</p>			
84	<p>地域の見守り活動に家族の体験を感謝と伴にお伝えします。一昨年暮、風の強い日に突然携帯電話が鳴り、ある事業者の方から「妻が道路で転び出血して座り込んでいます。至急迎えに来てください」との事。妻は少しずつ体力の低下と伴に認知症の症状も出ていましたが、近所へ買物に一人で行った帰り、自宅の方向が分からなくなったようで、大きく回り道をしている処で強風に吹かれて転んだようです。現場は普段行き慣れない方向で、急いで家を出て迎えに行きましたが、現場がどこか分からず、忙しい東京ガスの方と何度も連絡を交しながら、30分以上も経ってようやく会う事が出来ました。何と、忙しい事業者の方は私が到着する迄待っていて下さったのです。大変に感謝致しました。（すぐ、タクシーで帰宅、整形外科の検診結果は大腿骨骨折でした）</p>			

85	<p>居住区域で「おたがいさま」の生き方をすることが、まず大切と考えます。下記は私の経験から「生きがい」を感じたことを報告致します。</p> <p>早朝の雨の中、倒れもがいていた高齢男性（アルコール臭あり）その方のマンションまで同行した。</p> <p>住居入口の花壇の石に、顔面蒼白、冷感（冷汗）の高齢男性、声をかけ「低血糖」と判断し、甘味食・水分補給しつつ連絡先を確認も不在のため警察へ連絡した。</p> <p>バイクで転倒の若い男性、軽傷の様子で道端に横たわっていた。「友達が来る」とのこと、それまで見守った。</p> <p>買い物後（船橋地区から来た）高齢の女性、パトカーに依頼した。</p> <p>2018.8月 熱中症らしき高齢女性、周りに居た女性二人、小児（男女）の5人で見守り救急車に依頼した。救急隊員に「少し脈が弱ってきています」と伝えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場で、お子様たちに「人の生命を大切にすることを」『すごい！エライ！・・・』何度も賞賛し、幸せを感じた。 ・2019.12.31 スーパーマーケットで、その時の男児（現小学1年生）と偶然に再会し、男児を再賞賛し、幸福感でいっぱいの年末でした。 <p>以上から「おたがいさま」を大切にできたと思っています。</p>			
86	<p>認知症はある日なるものではなく段階的になっていくものだと思います。それまでの間に人に迷惑をかけたり（事故を起こすなど）しないように、本人が出来ること、してよいことを制限することが必要だと思います。残念なことです。人々が共存するためにはしかたありません。また、認知症になった方が人間らしく生きていくためのサポートも必要です。一人暮らし、あるいは二人暮らしでも、何かと困ることがあると思います。火事になったり、孤独死したりと、現実には起きている困りごとを防ぐために、個人レベルで、区レベルで支えたいです。</p>			

<p>87</p> <p>認知症の人が暮らしやすい世の中になっていくということは、すべての人が暮らしやすい世の中になっていくということであると思います。 そのため、認知症を自分ごととして考える体験（時間）が必要だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症をもつ人の話を聞く ・認知症をもつ人と一緒に過ごす時間をもつ ・認知症を自分ごととして考える時間をもつ（ワークショップなども）また、家族も当事者と考え ・認知症をもつ人の家族の話を聞く ・認知症をもつ人の家族と一緒に過ごす時間をもつ ・認知症をもつ人の家族であることを自分ごととして考える時間をもつ（ワークショップなども） <p>認知症の人の話を本当に丁寧に聞くことができているのでしょうか。認知症をもつ人だから話せない、わからないなどと勝手に思い込んでいないのでしょうか。「聞く」とはどんなことなのでしょう。認知症をもつ人のことなのに、それをまずは家族に聞こうとすることが、専門職の人でさえも多々あるように感じています。自分が認知症をもつ本人であったとしたら、悲しくなるはずで。まずは本人に「聞く」ことが大切だと思います。</p> <p>決してこちらの考えを押し付けてしまうようなことがないように。たとえ認知症が進んだとしても自分の意思を伝えることはできると考え、じっくりと認知症の人の思いに耳を傾けることを、大切にしていってほしいです。</p> <p>「学び合うこと」の大切さを感じます。</p> <p>認知症をもつ人、認知症をもつ人の家族から学ぶという姿勢をもつことが、認知症をもつ人と、その人たちの家族の尊厳を守ることになるのではないのでしょうか。</p> <p>「上から目線で言われると、自分の意見が言えなくなる」という話を、認知症をもつ家族の方から聞いたことがあります。私も同じ体験があります。それは専門職に対しての意見であったり、認知症の家族が集まる場に対してであったり・・・。</p> <p>お互いが学び合うというフラットな関係性が大切ではないかと思います。</p> <p>具体的な行動を求めます。</p> <p>認知症の人の話を聞くことがどれだけできるのか。</p> <p>その声を集めていくことも大切だと思います。</p> <p>たとえば、専門職や事業者（商店や企業など）が、認知症をもつ人との触れ合いの中で気づいたことを共有し、認知症の人の意見を取り入れながら、認知症の人にとって暮らしやすい世の中になっていくための方法を考えていくシステムづくりも必要かと思います。（たとえば、スーパーのレジでゆっくりと会計ができるスローレーンの設置など）</p> <p>認知症をもつ人の就労支援もすっかりしていいと思います。やりがいのある、働きやすい場所を作っていいと思います。</p>		1	<p>認知症に対する理解を深めることができるよう、認知症の本人や家族等が自らの体験や意見等を発信する機会の確保に努めてまいります。また、多世代の区民が地域の中で協働しながら認知症に対する理解を深める活動を支援してまいります。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>88</p> <p>前提として、 区民や区内で活動する団体・事業者に対する認知症への理解を促すための講座を開催するのはどうでしょうか。 その講座の受講者の中から地域での見守り活動の担い手を養成していく。 また、見守り活動が単発ではなく、継続的・組織的なものとなることが大切と考えます。</p>		1	<p>区では、区民をはじめ地域団体や事業者を対象に、認知症に関する正しい知識と理解を深め、地域の見守り活動の担い手となっていただく講座に取り組んでおります。今後も引き続き、地域での見守り活動を推進してまいります。</p>

(15) 認知症施策の総合的推進に関すること (6件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
89	<p>条例を作ったらよしとするのではなく、条例をどのように普及、啓発していくかも検討してください。区民はもちろん、関係機関や事業者、地域団体にも徹底していただきたいと思ひます。「16のアイステートメント」という町田市の認知症施策の本人視点の取り組みも参考になると思ひます。</p>		1	<p>条例に基づく主な取り組みの具体的な事項は、条例骨子案16「認知症とともに生きる希望計画」において検討してまいります。条例の普及啓発を含めいただいたご意見は検討の際の参考とさせていただきます。</p>
90	<p>現在68歳で障害年金をいただいている者です。「条例に基づく主な取組」にとりこまれていられるかもしれませんが、一人暮らしで頼る身のない者が認知症になった場合、どこでどう気づきくらしていけるのかが心配です。それらを網羅した計画がなされることを希望します。あらゆる事にケースバイケースで対応して下さるとありがたいです。予防も大切ですね。</p>		1	
91	<p>本施策を実効あるものとするために、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」にある神戸モデルを参考とし、具体的一例として、認知機能検査の導入・助成、GPS安心かけつけサービス等を制度化すべきと考えます。</p> <p>そのため、区民に均等割による費用負担をお願いすることも必要ではないでしょうか。まったなしの状況下においては、ふるさと納税の影響による住民税減収が続くこともあるので、若干の痛みを区民をお願いすることもやむを得ないことと思ひます。</p> <p>以上、要望いたします。</p> <p>蛇足ながら、本要望を行う背景は、2025年には、「65歳以上の認知症が5人に1人」と推定されています。当然ながら、前期高齢者である私自身日々自覚を持って認知症対策を行います。仮に認知症となった場合、家族への負担が相当程度かかることが明確であることからであります。できるだけ、家族、地域、社会にご迷惑をおかけしたくないとの思ひがあります。</p>		1	
92	<p>当事者の権利、希望の尊重は大変重要であると考えるので、その視点に立つ、意見を聞くに加え、本人、家族、区民自らが作ったと思えるような作成に参加できる条例、施策の実現を望みます。</p>		1	<p>これまでの条例検討にあたっては、認知症の本人を含む区民参加のワークショップや検討委員会等でご意見を聴いております。今後も引き続き、検討委員会等において認知症の本人と家族の意見を聴きながら検討を進めてまいります。</p>
93	<p>介護にはお金がかかり、高齢者が買い物をしたり、外食をしたりする場合のタクシー代等余分な出費を介護保険から補助されるのが妥当だと考えます。介護保険の適切な支出をお願いしたいと考えます。</p>		1	<p>介護保険は、介護を必要とする人を社会全体で支えるための社会保障制度として40歳以上の方の介護保険料及び公費にて運営されています。</p> <p>そのため、介護保険の保険給付の対象となるサービスは、介護保険法などにて全国一律の基準で定められておりますので、区では法令等に則り、適切に対応してまいります。</p>

94	<p>認知症の人は介護保険や介護認定のことを理解できず周囲の人や家族を著しく疲弊させてしまいます。身体の老化や病気のための介護認定と認知症を伴う場合の介護認定を予め分けて担当してもらい、担当する関係者すべてに情報を共有して頂き手続きがすみやかに行われるようにならないものか、と考えています。</p>		1	<p>介護保険のサービスを利用する場合は、要介護・要支援認定を受ける必要があります。要介護・要支援認定は、介護保険法などにて全国一律の基準に基づき実施することが定められております。</p> <p>認定調査や介護認定審査会での審査では認知症の症状も把握した上で、要介護度の判定を行っておりますので、区では引き続き法令等に則り、適切な審査・判定を行うとともに、研修等を通じて認定調査員や審査会の委員への認知症への理解促進に努めてまいります。</p>
----	---	--	---	--

(16) その他に関する事 (7件)

NO	意見等	意見の概要 (類似2件以上のもの)	件数	区の考え方
95	<p>私も母を平成19～24年の間、認知症を患いながら見送りましたので、この重要性を”認知”しております。その経験から思う事を下記にご提案いたします。今後の高齢者社会を鑑みて、区民数(居住者)に比例した施設の拡充を是非ともお願いしたい。その施設拡充と比例し、区民の優先入居を条例化して欲しい(施設を探すのが何年も掛かり一苦勞でした)。</p>	施設の拡充	4	<p>区では、介護施設等の設備を計画的に推進するため、世田谷区介護施設等整備計画を策定しております。いただいたご意見は関係部署に伝えさせていただきます。</p>
96	<p>骨子案、基本理念を拝読、非常に大切な問題点です。私は先ず認知症にならない環境の場所を整えたい。世田谷区は依然として児童・共に人口増にあります。少子高齢化は、それ以上に進み速近にして迫り来ると思っています。児童数の減少で、統合校が増え逆ピラミッドが進行するでしょう。迫り来る前にプランを施し、廃校をシニア向け施設に転向して認知症患者をつくらぬ工夫を考えるべきかと思えます。碁や将棋、歌の好きな人、絵画の得意な人等共生して趣む施設、高齢者に楽しい施設、高級なシニア施設ばかりができ、大勢は適合出来ません。</p>			

97	夫婦共に80歳を超えた高齢者です。現在は物忘れ程度かと思いますが、将来認知症になる事が心配です。お願いしたいのは介護付施設の増設です。現在ある施設は高額で裕福な方しか入れません。もう少し安い建物で将来出来るだけ自立していけるように、趣味を生かす談話室や軽い運動が出来る所があればと希望します。認知症で一番困るのは徘徊です。施設内を自由に歩けるようにすれば安心です。是非このような施設を作って下さるようお願い致します。			
98	<p>誰でも治らない認知症になると考えるのは誤りです。ケアマネを10年近くやってくると偽性の認知症があって、それが老人性うつと尿路感染症で、しかも、この放置が一番問題になると感じるようになってきました。この2つの病は、介護5から要支援1,2まで改善させることができます。しかし、単純ではないので、都会では、独居となると大変な費用がかかります。介護保険は、医療保険とちがって、一度使い始めると終生月15万~35万がサービス費として支払われます。ケアマネの費用も、サービス希望者が800万人の場合月に1万×800万人分が単にプラン作成費に公的資金から支払われている事になります。予防は、準公務員の包括支援センターでの作成です。この事情は現在の若い人たちにとっては、重大な問題です。現在の介護保険サービスのやり方では、年金、税金をいくら支払っても、この世代が高齢者になる時には、全く残っていないといえるでしょう。もっとお金のかからない効率の良い方法を真剣に考えなければダメです。</p> <p>都会で孤立した生活を送るという事は無干渉で自由な生活だったはずで、それに慣れて生活した人は、地域の人にはなりにくい。いくら地域の絆作りをしても難しい状況が起きようです。しかし、認知症状は、老人性うつ発症でもよく起こります。今の高齢者の大半は、生活保護費と同じ程度の生活費です。生活費も、この程度、同居する親族も難しいという事は、ロコモティブシンドロームやフレイルで重い物を動かす事もできなくなる高齢者の生活は、どうなるか。ほとんど、老人性うつと尿路感染、脱水、低栄養、認知症となってしまいます。昔のうば捨て山ではなく、シルバーレインボータウンを設定し、区営住宅の改修で、望めば高齢になればだれでも住める軽費サービス付高齢者住宅街づくりが必要ではないでしょうか。</p>			
99	区の条例とは難しいかもですが、補助金を沢山導入できるようにし、職員の方々の処遇が改善される事が望まれます。	人材の確保	3	区では、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、広義的な処遇改善を含めた福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援などを目指しております。いただいたご意見は関係部署と連携をし、今後の参考とさせていただきます。
100	私の住んでいます町内にコンビニストアはないけれど介護関係施設は4ヶ所あります。送迎バスで他方から、訪問介護で個人宅へむかうヘルパーさん達、急なお泊りもOKの設備等です。秋まつり大祭になると神酒所に車イスに乗ったり手をつないだりして神輿をバックに写真を撮ったりされるのを町会も子供みこしの土産のお菓子をおあげます。何年も施設の空スペースバス通りに、町会で種から苗から作った花壇を(プランター)四季折々に咲かせてお花好きのお年寄りに喜んでもらい水やりのまねごとでもと願いましたが職員は多忙でめでもなく水やりが大変で昨年やめてしまいました。多忙すぎる様です。			
101	今後、認知症介護にあたる方の人数確保が困難になると予測されます。兵庫県加古川市がデジタル技術を利用する試みが始まった記事がありました。世田谷区でも大いにデジタル化を進めてほしいと希望いたします。(勿論、適切な分野ですが)			